



7

北茨城市独自の子育て支援の紹介 ～子育て一番北茨城～

《子育て世帯応援商品券・出産祝金の贈呈》

1人目、2人目の出産に子育て応援商品券(2万円分)を
3人目に10万円、4人目に30万円、5人目からは50万円の祝金を贈呈しています。



《保育料第2子以降無料化》

幼児教育・保育の無償化により3～5歳児はすべて無償ですが、
それに加え、未就学児で数えて2人目以降の0～2歳児の保育料を無料にしています。



《小学校入学時のランドセル贈呈》

新入学児童にランドセルのほか、道具箱・スプーンセットを贈呈しています。



《給食費無償化》

小学校、中学校の給食費の無償化を行っています。
また、食物アレルギーのため給食が食べられず代替食を持参する世帯には、補助金を支給しています。



《子どもの家の運営》

乳児とその保護者を対象に「中郷子どもの家」「磯原子どもの家」「大津子どもの家」を運営し、
育児相談や子育ての各種講座、教室や園庭開放など親子の交流の場を提供しています。



《子育て支援住宅の運営》

子育てがしやすい広い間取りの住宅(子育て支援住宅)や
家賃を抑えた住宅(石岡地域優良賃貸住宅)を提供しています。



《18歳までの医療費無料化》

18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの医療費を無料にしています。



《不妊治療費助成》

治療費が高額である特定不妊治療費の一部を助成しています。



《不育症治療費助成》

治療の継続が必要となる不育症治療費の一部を助成しています。



《新生児聴覚検査助成》

新生児の聴覚障害を早期に発見し適切な支援を行うため、聴覚検査費の一部を助成しています。



《早期療育指導支援システム》

発達面で「気になる子」や障害のある子が、その子の状態に応じて、
専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供し、就学までの成長を応援しています。



北茨城市こども計画 [概要版]

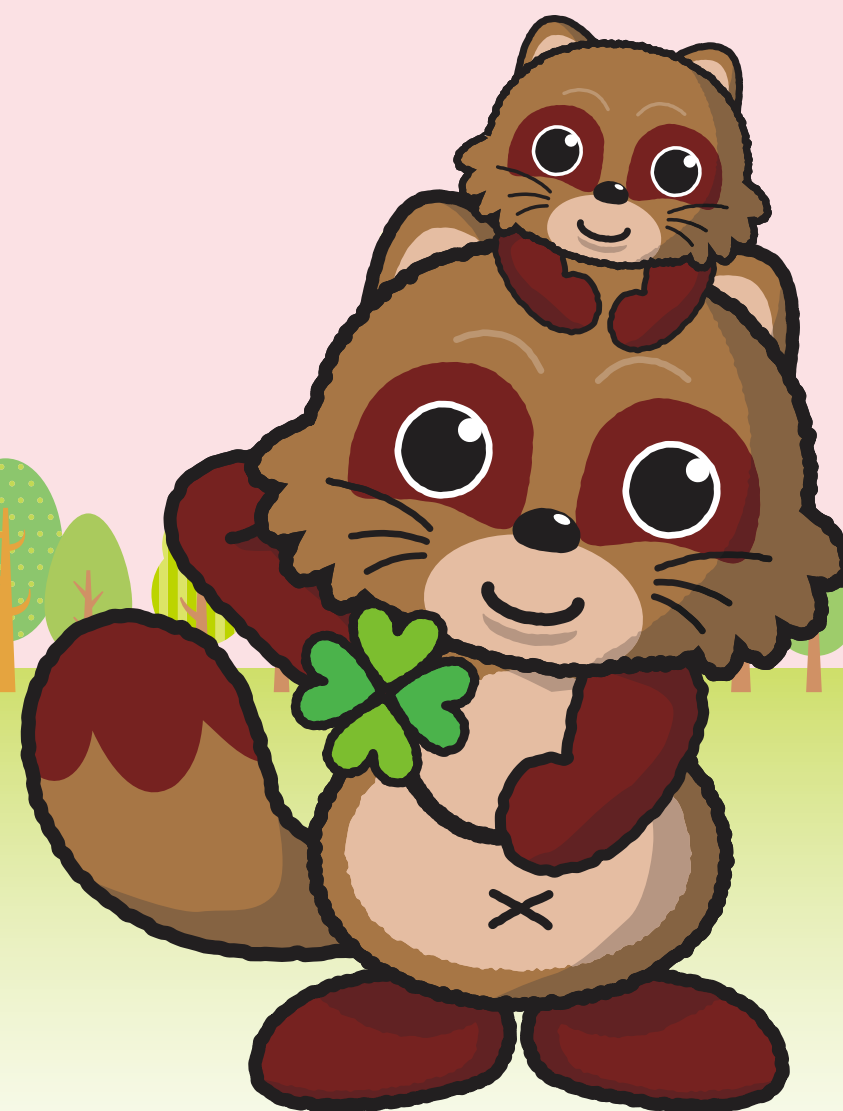
令和7年3月

北茨城市

概要版

こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



みんなで育む
えがお輝くこどもたち



令和7年3月
北茨城市



1 計画の目的

本市は、令和2年3月に「第2期北茨城市子ども・子育て支援プラン」(令和2年度～6年度)を策定し、“みんなで育む えがお輝く 子どもたち”を基本理念として、子育てに対する負担や不安が軽減されていく温かな地域づくりと、就学後においても保護者が安心して就労を継続し、地域で子どもたちが健やかに成長できるような環境整備に努めてきました。

この第2期計画が令和6年度で終了することから、その進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、子ども基本法第10条に基づく「**こども計画**」を策定します。

本市は、新たな計画に基づき、未来を担う子どもたちの最善の利益が実現するよう、本市の子どもたちと子育てをする保護者を地域全体で応援することを目標とするとともに、こどもや若者が未来への希望を持てるよう、すべてのこども・若者の成長を地域社会全体で支援していきます。



2 計画の期間

本計画は、令和7年度～11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、こども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西 暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和 暦	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	第2期 子ども・子育て支援事業計画					こども計画				
				ニーズ調査	計画策定					計画策定



3 計画の基本理念

みんなで育む
えがお輝く 子どもたち

次代を担うこども・若者の健やかな成長と自立に向けて、行政だけでなく、住民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心してこどもを産み、子育てできるまちづくりを進めます。

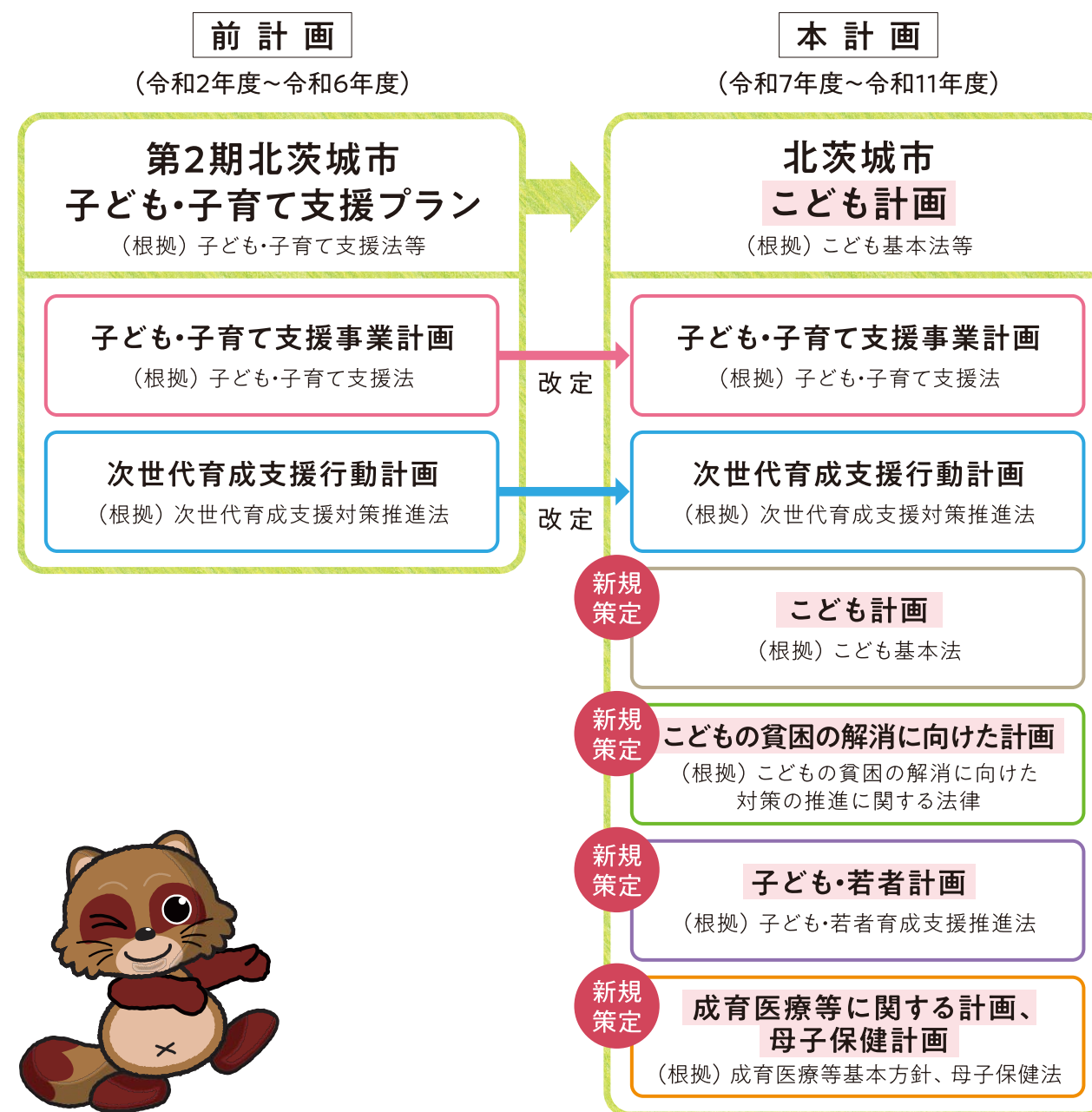


4 一体的に策定する計画と法的根拠

市町村には、子ども基本法第10条において、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、努力義務が課せられています。

そこで本市は、「第2期北茨城市子ども・子育て支援プラン」の最終年度を迎えたこと、そして国の動向を踏まえて、子ども基本法に基づく市町村こども計画として計画の改定等を令和6年度中に行い、こども施策を総合的に推進することとしました。

また、市町村こども計画については、「他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」と規定されており、本市は以下の図のとおり、子ども・子育て支援事業計画をはじめ6つの関連する計画の施策を盛り込むかたちで策定しました。





5 計画の基本目標

※文字の後ろに色がついている箇所…第2期計画から追加・変更になった部分

本計画は、基本理念を踏まえつつ、次の5つの基本目標を定め、目標の実現に向けた施策・事業を展開します。

基本目標Ⅰ すべてのこども・子育て家庭を支えるまち

安心して子育てできるまちとなるためには、保護者の就労の状況にかかわらず、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう支える環境とともに、就労と子育ての両立を支援する環境を整えていく必要があります。

障害のあるこどもや外国籍のこどもなど、配慮が必要なこどもを含め、すべてのこどもの成長と家庭における子育てを支えるため、質の高い幼児教育・保育の提供とともに、地域子ども・子育て支援事業をはじめ、ニーズに応じた子育て支援サービス等の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 安心してこどもを産むことができ、健やかな成長を育むまち

安心してこどもを産み育て、こどもの健やかな成長につながるよう、妊娠期から身近な場所で相談でき、ニーズに応じた支援につなぐ相談支援体制の強化を図るとともに、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。

また、こどもの心身の健やかな成長を支えるため、食育の取組や思春期保健対策、小児医療の充実を進めます。

基本目標Ⅲ 一人ひとりのこども・若者に寄り添うまち

こども・若者が権利の主体であるという認識をすべての市民が共有し、その権利を保障するとともに、児童虐待や貧困、ヤングケアラーの問題など、こども・若者の権利を侵害する問題への対策を推進します。

また、障害のあるこどもや外国籍のこどもなど、配慮が必要なこどもとその家庭を支援するとともに、増加する不登校のこどもへの支援を進めます。

さらに、こども・若者や子育て家庭における悩みや困りごとに寄り添う、相談支援や情報提供の充実を図ります。

基本目標Ⅳ みんなでこども・子育てを支えあうまち

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、子育てしやすい職場づくりとともに、仕事と子育ての両立に向けた機運の醸成を図ります。

また、こどもたちがさまざまな遊びや体験ができるような機会の確保や活動の充実、居場所づくりを進めるとともに、防犯対策や交通安全対策など、こどもたちが安心して暮らせる取組を推進します。

基本目標Ⅴ 若者が力を発揮できるまち

若い世代の雇用と所得環境の安定とともに、仕事や結婚、出産、子育てなど、それぞれのキャリアやライフイベントに関する希望に応じて、若者を支える取組を推進します。

また、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えニートやひきこもりの状態にある若者やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

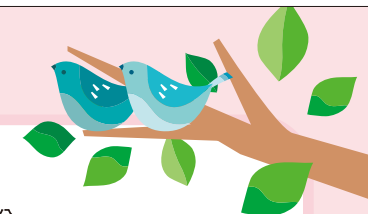


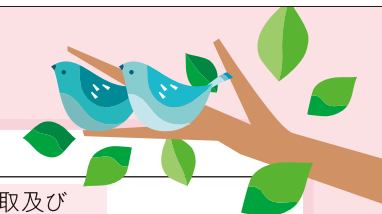
6 施策体系

〈新規〉…令和7年度以降に新たな実施を計画する事業

※文字の後ろに色がついている箇所…第2期計画から追加・変更になった部分

基本目標	施策の方向	基本施策
Ⅰ すべてのこども・ 子育て家庭を 支えるまち	1 教育・保育、 地域子ども・子育て支援の充実	(1) 質の高い教育・保育サービスの確保 (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進
	2 多様な子育て支援の充実	(1) 子育て家庭のニーズに応える保育サービスの提供 (2) 子育てを応援する多様な支援の推進
Ⅱ 安心してこどもを 産むことができ、 健やかな成長を 育むまち	1 親と子の健康づくり	(1) 妊娠・出産からの切れ目のない支援の推進 (2) 産科・小児医療体制の充実 (3) 子育て親子の交流の促進 (4) 食育の推進
	2 地域の子育て力づくり	(1) 家庭・地域の子育て力の強化 (2) 豊かな心と健やかな身体を育む学習・体験活動の充実
Ⅲ 一人ひとりの こども・若者に 寄り添うまち	1 きめ細かな こども・若者・子育て支援、 権利擁護の充実	(1) こどもの権利の意識醸成と理解の促進〈新規〉 (2) 児童虐待防止対策の強化 (3) こどもの貧困対策に関する支援〈新規〉 (4) ひとり親家庭支援の推進 (5) 障害のあるこども等と家庭への支援の推進 (6) 不登校児等への心のケアの充実
	2 相談・情報発信体制の充実	(1) 悩みに応えるこども・若者・子育て相談体制の充実 (2) こども・若者・子育てに役立つ情報発信力の強化
Ⅳ みんなで こども・子育てを 支えあうまち	1 仕事と子育てが両立できる 環境づくり	(1) 子育てしやすい職場づくりの推進 (2) 仕事と子育ての両立に向けた機運の醸成
	2 こどもと子育てにやさしい 環境づくり	(1) こどもが元気に遊べる公園づくりの推進 (2) 子育てバリアフリーの推進
	3 安心して成長できる 環境づくり	(1) 防犯対策の強化 (2) 防災対策の強化 (3) 交通安全対策の強化
Ⅴ 若者が力を 発揮できるまち 〈新規〉	1 就学・就労の支援〈新規〉	(1) 就学支援の充実〈新規〉 (2) 就労支援の充実〈新規〉
	2 成長・活躍できる 環境づくり〈新規〉	(1) 次代を担う人材育成の推進〈新規〉 (2) 結婚を希望する人への支援〈新規〉 (3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する 相談体制の充実〈新規〉





実施事業

〈追加〉…第2期計画に未掲載で、今回追加する既存事業
〈新規〉…令和7年度以降に新たな実施を計画する事業
〈実施検討〉…令和7年度以降にニーズに応じて実施を検討する事業

I-1-(1)	①保育所・認定こども園	
I-1-(2)	①利用者支援事業〈追加〉 ②延長保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④子育て短期支援事業(ショートステイ) ⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥一時預かり事業 ⑦病児保育事業 ⑧ファミリー・サポート・センター事業 ⑨妊婦健康診査事業 ⑩乳児家庭全戸訪問事業	⑪養育支援訪問事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬妊婦等包括相談支援事業〈追加〉 ⑭産後ケア事業〈追加〉 ⑮乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)〈新規〉 ⑯子育て世帯訪問支援事業〈実施検討〉 ⑰児童育成支援拠点事業〈実施検討〉 ⑱親子関係形成支援事業〈実施検討〉
I-2-(1)	①広域入所保育の実施 ②乳児保育事業 ③障害児保育事業 ④休日保育事業	⑤教育・保育施設における地域活動事業 ⑥保育士等研修 ⑦幼保連絡協議会の推進 ⑧保育現場のICT化の推進〈追加〉
I-2-(2)	①出産祝金・子育て応援商品券の支給 ②医療費助成(マル福・北福) ③新入学記念品 ④子どもの家 ⑤放課後子ども教室推進事業	⑥子育て支援住宅 ⑦就学援助(要保護・準要保護)制度 ⑧児童手当 ⑨給食費無償化〈追加〉

II-1-(1)	①母子健康手帳の交付 ②出産・子育て応援事業 (妊婦のための支援給付交付金)〈追加〉 ③妊産婦・乳児健康診査費助成事業 ④ハイリスク妊産婦の訪問 ⑤健康診査・予防接種	⑥新生児訪問指導 ⑦育児相談 ⑧乳幼児健診 ⑨子どもの事故防止啓発活動 ⑩新生児聴覚検査助成 ⑪【再掲】乳児家庭全戸訪問事業 ⑫【再掲】養育支援訪問事業
II-1-(2)	①小児医療の充実 ②不妊治療費助成事業	③不育症治療費助成事業
II-1-(3)	①妊婦教室・父親教室 ②子育てサークル活動への支援	③おひさまサロン
II-1-(4)	①離乳食教室 ②親子料理教室	③食育支援ネットワーク構築
II-2-(1)	①教育・保育施設と小学校との連携 ②コミュニティ・スクール(学校運営協議会) ③家庭教育の推進	④青少年健全育成 ⑤母親クラブ
II-2-(2)	①地域における子育て組織への支援 ②子育て体験トーク・子育てセミナー ③思春期教育「いのちの授業」 ④元気っ子体験学習 ⑤中学生のボランティア活動推進	⑥職場体験による意識啓発 ⑦子ども議会 ⑧ブックスタート ⑨芸術によるまちづくり〈追加〉 ⑩富士山登山体験学習〈追加〉

III-1-(1)	①「児童の権利に関する条約」等の普及・啓発	②子ども・若者からの意見聴取及び 意見を表明しやすい環境整備〈新規〉
III-1-(2)	①要保護児童対策地域協議会 ②児童虐待防止の啓発	③DV防止対策
III-1-(3)	①フードバンク事業〈追加〉	②子どもの学習・生活支援事業〈実施検討〉
III-1-(4)	①児童扶養手当 ②高等職業訓練促進給付金	③ひとり親福祉資金貸付 ④ひとり親家庭新入学児童記念品
III-1-(5)	①早期療育指導支援システム ②教育支援委員会事業 ③特別支援教育支援員の配置 ④特別支援教育(巡回専門家派遣)事業 ⑤障害者日中一時支援事業 ⑥児童発達支援 ⑦放課後等デイサービス	⑧ホームヘルプ ⑨ショートステイ ⑩特別支援教育就学奨励制度 ⑪障害児福祉手当 ⑫特別児童扶養手当 ⑬心身障害者扶養共済 ⑭児童発達支援センター〈実施検討〉
III-1-(6)	①スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーの配置	②教育支援センター
III-2-(1)	①家庭児童相談 ②こども家庭センター〈新規〉	③幼児教育相談 ④民生委員・児童委員による相談
III-2-(2)	①情報誌による情報発信 ②ICTによる情報発信	③健康カレンダー

IV-1-(1)	①育児休業制度の普及・啓発 ②ファミリーフレンドリー企業の普及・促進	③一般事業主行動計画の趣旨の普及
IV-1-(2)	①ワーク・ライフ・バランス憲章の普及	②「男女共同参画社会」の普及・啓発
IV-2-(1)	①公園の充実	
IV-2-(2)	①公共施設など建設物のバリアフリー化	
IV-3-(1)	①関連機関のネットワーク化 ②犯罪に関する情報提供 ③安心なまちづくり推進事業	④子どもを守る110番の家 ⑤防犯講習会 ⑥犯罪被害児童等への支援
IV-3-(2)	①防災訓練・防災教育 ②学校防災情報連携	③幼保防災情報連携
IV-3-(3)	①通学路安全点検 ②交通安全教育の実施	③チャイルドシートの設置促進 ④ヘルメット贈呈〈追加〉

V-1-(1)	①奨学資金支給〈追加〉 ②医師修学資金貸与〈追加〉	③看護師奨学資金貸与〈追加〉
V-1-(2)	①就職面接会等の実施〈追加〉 ②求人情報の発信〈追加〉	③日本語学校〈追加〉
V-2-(1)	①グローバル人材育成事業〈追加〉	②若人親善大使派遣事業〈追加〉
V-2-(2)	①婚活支援事業〈追加〉	
V-2-(3)	①【再掲】スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーの配置	②【再掲】こども家庭センター〈新規〉